特集

平成 27 年 10 月からマイナンバーの通知が始まります

一人にひとつ、マイナンバー

いよいよ、マイナンバー（個人番号）を知らせる通知カードが、住民票の住所宛に送付されます。
マイナンバーは、一人にひとつ与えられる 12 桁の番号です。
平成 28 年 1 月の制度開始から、さまざまな手続きで必要になる大事な番号です。

＜通知カード・個人番号カード交付申請書・説明用パンフレット・個人番号カード申請用返信封筒が届きます＞

通知カードは大切に保管しましょう！

通知カード（丁寧に切り取って保管してください）

おもて　**（紙製）**　うら

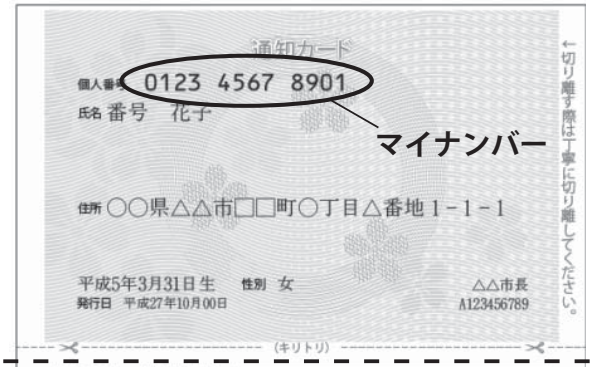

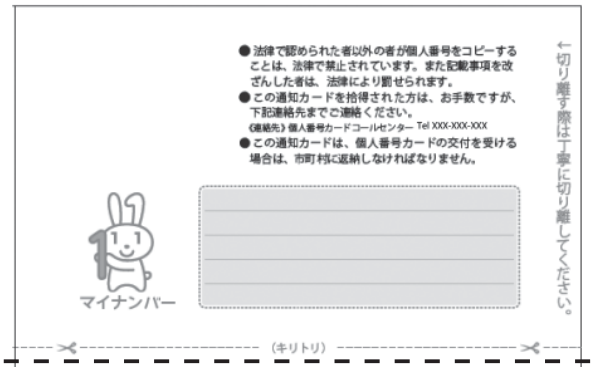

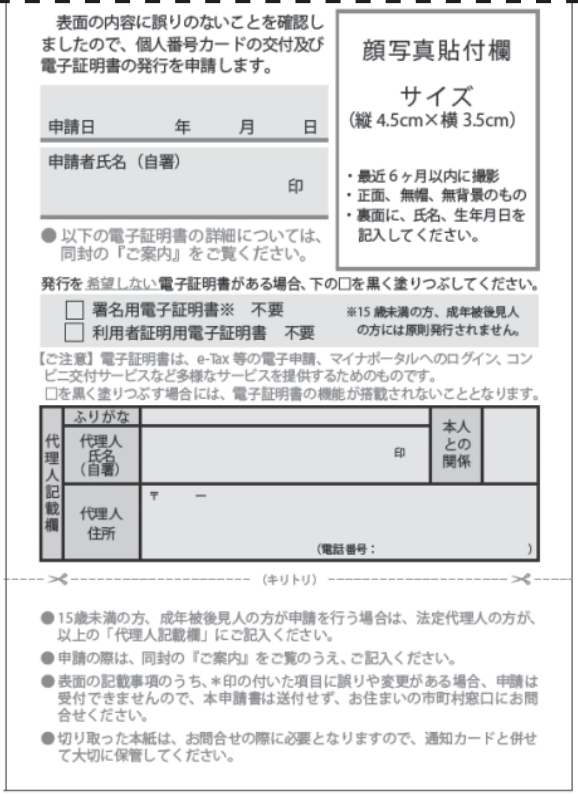

通知カード・個人番号カード交付申請書

個人番号カードの交付を希望する方は・・・

◇交付申請書を切り取り、署名または記名・捺印した上で、顔写真を貼付して返信用封筒に入れて郵送してください
◇スマートフォンなどで顔写真を撮影し、オンライン上で申請することもできます
◇申請は任意です

特集

平成27年10月からマイナンバーの通知が始まります

一人にひとつ、マイナンバー

個人番号カード

個人番号カードの交付申請をした方には、平成28年1月以降に交付通知書が送付されます。運転免許証などの本人確認ができる書類と、通知カードを持って役場窓口まで来ていただければ、カードを受け取ることができます。（初回交付は無料）

個人番号カードは、手続の際の身分証明書としても使えます。（通知カードは身分証明書としては利用不可）

個人番号カード
（プラ・ＩＣチップ付）

おもて

うら

マイナンバーの利用

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で活用します。

社会保障分野

- 年金の資格取得・確認、給付
- 雇用保険の資格取得・確認、給付
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護

など

税分野

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

など

災害対策分野

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付

など

この他にも、勤務先やアルバイト先、口座を開設している証券会社や契約している生命保険会社等から、社会保障や税の手続のために聞かれた場合は、マイナンバーを通知する必要があります。

今後のスケジュール

平成27年10月以降

◆マイナンバーの通知

住民票の住所宛にマイナンバーが印字された通知カードが送付されます

平成28年1月以降

社会保障・税・災害対策の手続でマイナンバーの利用が開始されます

平成29年1月以降

◆マイナポータルの運用開始

マイナンバーなどの個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できるシステム（マイナポータル）の運用が開始されます。また、国の行政機関の間で情報連携が開始されます

平成29年7月以降

◆地方公共団体の間でも連携開始

地方公共団体でも情報連携が始まり、行政手続が簡素化され、暮らしがもっと便利になります

安心・安全な仕組み

マイナンバー制度では、皆さまの意見を出来る限り反映させ、安心・安全な仕組みとしました。

◆制度面

○法律に規定があるものを除き、マイナンバーなどの利用・収集は禁止

○マイナンバーを収集する際には本人確認を義務付けている

○第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督

○法律に違反した場合、従来に比べ罰則を強化

◆システム面

○個人情報は今までどおり分散して管理し、特定の機関が一括所有することはない

○情報にアクセスできる人を制限し管理する

○行政機関間の通信は暗号化

マイナンバーのお問い合わせ

◆全国共通ナビダイヤル
☎0570―20―0178
平日9時30分～17時30分
（土日祝日・年末年始除く）

◆外国語対応（5カ国語）
☎0570―20―0291

◆町総務課法務支援係
☎56―8000

マイナンバー　検索